

越生町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

越生町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（昭和63年要綱第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽（以下「既存単独処理浄化槽等」という。）を合併処理浄化槽に入れ替えようとする者に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/1以下（日間平均値）の機能を有するものであって、かつ、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合し、小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録されたもので、「浄化槽設置整備事業実施要綱」（平成6年10月20日付け衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に規定する環境配慮型浄化槽の適合機種であるものをいう。
- （2） 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- （3） 汲み取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取りをする方式の便槽も含む。）をいう。
- （4） 処分費 合併処理浄化槽を設置するに当たり、既存単独処理浄化等を処分する費用（清掃、消毒及び汚泥処理、撤去（掘り起こし）、収集運搬、中間処理及び最終処分）をいう。
- （5） 配管費 生活排水を合併処理浄化槽に流入させるための管、合併処理浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な管、放流ポンプ槽及び放流ますの購入並びにそれらの設置工事に要する費用をいう。
- （6） 専用住宅 主として自己の居住を目的とした住宅（小規模小売店舗等を併設した住宅を含む。ただし、住居部分の延床面積が2分の1以上であること。）をいう。
- （7） 転換 専用住宅の既存単独処理浄化槽等を10人槽以下の合併処理浄化槽に入れ替えることをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請を要する建築物の新築、改築及び増築に伴う場合は含めないものとする。

(補助対象地域)

第3条 補助対象地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項による事業計画の認可を受けた区域及び越生町農業集落排水事業の排水処理区域を除く越生町全域とする。

2 前項の補助対象地域は、浄化槽集中転換地区とする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず特別な理由がある場合は補助対象地域以外の地域でも補助対象地域とすることができる。

(補助金の交付)

第4条 町長は、補助対象地域内において転換により合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 補助金交付申請時において合併処理浄化槽設置工事を着手している者
- (2) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 補助事業の期間内に合併処理浄化槽等を設置することができない者
- (4) 合併処理浄化槽設置完了後1年以内に使用を開始できない者
- (5) 住宅等を借りている者で、賃借人の承諾を得られない者
- (6) 町税を滞納している者
- (7) 転換により不要となった既存単独処理浄化槽等を適切に処分しない者（やむを得ない理由がある場合を除く。）

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額を合算した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）とする。

- (1) 合併処理浄化槽の設置に要する費用と別表に掲げる補助金額とを比較して、いずれか少ない方の額
 - (2) 処分費と9万円とを比較して、いずれか少ない方の額
 - (3) 配管費と15万円とを比較して、いずれか少ない方の額
- 2 前項において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽に関する調書及び浄化槽構造図の写し
- (3) 設置場所の案内図及び配置図
- (4) 工事費等の見積書の写し（合併処理浄化槽の設置に要する費用、処分費及び配管費の種類別にしたもの）
- (5) 登録浄化槽管理票（C票）及び登録証

- (6) 機能保証制度の保証登録証
 - (7) 既存単独処理浄化槽等の写真又は証拠書類
 - (8) 道水路占用許可書の写し
 - (9) 浄化槽設備士免状の写し
 - (10) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (11) 浄化槽法第7条及び第11条の規定による水質に関する検査の依頼書の写し
 - (12) 浄化槽維持管理に関する誓約書
 - (13) その他、町長が必要と認める書類
- (交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は第7条に規定する補助金の交付を決定した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 工事費内訳書及び領収書の写し
- (3) 設置工事、処分工事及び配管工事に係る工事施工写真
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- (5) 浄化槽設置工事チェックリスト
- (6) その他、町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取り消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を偽り、その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 合併処理浄化槽設置完了後浄化槽法第7条、第11条に基づく法定検査を実施しないとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため合併処理浄化槽等の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は越生町補助金等交付規則（昭和54年規則第8号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年要綱第6号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年要綱第12号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年要綱第6号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年要綱第10号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年要綱第11号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年要綱第24号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年要綱第32号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成23年4月1日から公布の日までの間に、改正後の第3条第2項に定める地域においてなされた補助金の交付申請については、既に改正前の規定による補助金の交付を受けている者であっても、改正後の規定による補助金の額を交付することができる。

附 則（平成24年要綱第7号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年要綱第 8 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年要綱第 4 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年要綱第 8 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年要綱第 6 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

人槽	補助金額
5 人槽	4 1 2, 0 0 0 円
6 ～ 7 人槽	4 9 4, 0 0 0 円
8 ～ 1 0 人槽	6 2 8, 0 0 0 円